

**「燃料油価格激変緩和対策補助金実施要領」及び  
「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に基づく基本的事項の公表**

令和8年3月現在

|                |  |
|----------------|--|
| 基金の名称          | 燃料油価格激変緩和対策基金  |
| 法人名            | 一般社団法人全国石油協会   |
| 基金の額（国庫補助金相当額） | 8,858,827,761千円<br>ただし上記のうちエネルギー対策特別会計分97,287,181千円（当初造成額9,300,000千円、令和3年12月に50,000,000千円、令和4年3月に37,987,181千円を積み増し）、<br>一般会計分7,966,693,120千円（令和4年3月に349,974,600千円、5月に277,434,550千円、6月に1,165,502,753千円、9月に1,295,928,650千円、12月に4,952,185千円、令和5年4月に207,873,241千円、6月に205,785,984千円、9月に9,446,303千円、10月に508,411,746千円、12月に476,526,989千円、令和6年2月に282,168,023千円、3月に1,232,010,548千円、9月に122,010,933千円、11月に220,390,331千円、令和7年1月に259,687,700千円、2月に1,348,588,580千円、令和8年3月に794,847,460千円を積み増し）。 |
| 基金事業の概要        | 原油価格高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐため及び国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最小化するための激変緩和措置として、真に影響が生じている範囲に限り燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行う。  |
| 基金事業を終了する時期    | 令和8年度末までに事業を終了する。  |
| 定期的な見直しの時期     | 毎年度実施  |
| 基金事業の目標        | 燃料油の小売価格の急騰を抑制することにより、消費者の負担を低減することを目的とする。   |